

# 雜 錄

## 全國隣保事業並保育事業協議會概況

全國隣保事業並保育事業協議會は、中央社會事業協會主催の下に、去る十一月二十九、三十の兩日に亙り、東京市麴町區大手町中央會議所に於いて開かれた。

第一日は、午前九時半開會、富田同協會常務理事開會の挨拶をなし、次いで清浦會長及び丹羽社會局長官の挨拶あり、直ちに藤野社會局保護課長を議長として、協議に移つた。

第二日は、午前九時半より前日に引き続き協議會續行、午後三時より第一、第二委員會の報告あり、午後三時半富田同協會常務理事の閉會の辭を以つて閉會した。尙會議中、窪田同協會副會長の挨拶があつた。

出席者は、全國に於ける隣保事業、保育事業従事員及び兩事業關係者三六五名に達した。

右協議會に於ける保育事業委員會に於ける決議事項を掲

ぐれば左の通りである。

### 保育委員會報告

保育事業ノ發達擴充ニ關スル件

現時保育事業ハ社會ノ切實ナル要求ニ鑑ミ常設又ハ臨時施設ノ著ルシキ増加ヲ見ツ、アルモ更ニ全國ノ都市並ニ町村ニ亙リ斯業ノ全般的普及ガ要望サレ居レリ、仍ツテ斯業ノ急速ナル發達完備ヲ期スル爲左ニ保育事業ノ發達擴充ニ關スル要項ヲ掲グ而シテ之ガ實現ニツキ繼續的攻究ヲ行フ爲中央社會事業協會ニ於テ保育事業ニ關スル繼續委員會ノ設置サレシムトヲ希望ス、右ノ委員會ハ定時ニ開會シテ専門的ノ審議攻究ト資料ノ蒐集ヲ行ヒ報告書ヲ作製スルコト

保育事業ノ發達擴充ニ關スル要項

第一、法令制定經費其ノ他一般事項

一、保育所令ノ制定促進

保育所ハ從來市町村私人又ハ團體ノ任意的經營ニ委ネラレ幼稚

關係ニ於テ經營並ニ統制上甚シキ支障アルヲ以テ速ニ保育  
令ヲ制定スベシ

保育所令ノ制定ハ豫算關係、教育及社會施設ノ關係社會法令制  
定ノ順序等ノ爲從來本令ノ實現ニ支障アリタリ。本來保育所ハ主  
トシテ勤勞者ノ乳幼兒ニ對スル社會施設トシテ行ハレ一方幼稚園  
令ハ從來ノ教育ノ任務ノ外ニ社會的保護ノ機能ヲ加味シタルガ一  
般教育の施設ノ範圍以上ニ社會的機能ノ幼稚園ヲ普及セシムルコ  
トハ現狀ニ於テ困難ナルノミナラズ保育所ハ社會事業ノ體系上重  
要ノ位置ヲ占ム。故ニ我國ノ實狀トシテハ保育事業ハ乳兒及幼兒  
ニ對スル社會施設トシテ保健並ニ教育的要求ヲモ充タスモノトシ  
國庫補助保母ノ待遇臨時的保育所等ヲ含ム保育所令ノ制定ヲ最モ  
適當トス。而シテ斯ル制度ノ確立ガ遅延スルコトハ斯業ノ發達上  
最大ノ支障ナルヲ以テ當局ニ於テ先ヅ其ノ方針ヲ確立指示サレン  
コトヲ希望ス

## 二、經 費

公營保育事業ニ對シテ國庫補助實現ヲ圖リ私營事業ニ對スル政  
府ノ助成金及ビ府縣其ノ他ノ補助金ヲ増額スルコト

## 三、經營主體並ニ施設範圍

### (イ) 常設保育所

從來保育所ハ公私ノ經營ニヨリ主トシテ都市ニ設置サレタル傾  
アルモ廣ク町村ニモ之ガ普及ヲ計ルノ要アルヲ以テ爾今公私營ノ  
増設ヲ促ガスト共ニ都市ニ於テハ一層多數ノ保育所ヲ設置スルノ  
必要アリ、保育所ハ畜ニ細民ニ限ラズ一般勤勞階級ニ利用セシム

ル必要上其ノ設置區域ハ細民地區ニ限ラズ漸次一般地區ニ普及セ  
シムベシ

### (ロ) 臨時保育所

臨時保育所ハ農村ニ限ラズ漁村其ノ他ノ町村ニ於テモ土地ノ要  
求ニ應ジテ之ヲ設置スベシ、經營ハ關係團體ノ協力ニヨル方趣旨  
宣傳並ニ維持上効果アリ臨時保育所ノ施設ハナル可ク簡易且經濟  
的ニ實施スルコトヲ努メ補助金ヲ増額シ經營ノ安定ヲ計ル必要アリ

## 四、趣旨ノ普及

保育事業ノ趣旨ノ普及ヲ圖ル爲印刷物ノ配布、フィルムノ作製  
利用ノ必要アリ

## 五、從事者養成並ニ指導機關

専門ノ保母ノ養成ノ爲ニハ中央地方ニ於テ長期ノ講習會ヲ開催  
スベク臨時保育所ノ保母タルモノ、爲ニハ處女會其ノ他婦人團體  
ノ幹部等ニ對シ各地ヲ巡回シテ短期講習ト實習ヲ行フコト、現在  
ノ保育所ハ事業内容ノ不備ナルモノ多キヲ以テ府縣並ニ大都市ニ  
於テハ指導員ヲ設置シ施設ノ獎勵ト經營及ビ保育方法ノ指導訓練  
ヲナスベキコト

## 六、全國の連絡機關

全國保育事業ノ連絡機關ヲ中央社會事業協會内ニ設置スルコト

### 第二、常設保育所施設標準(暫定)

## 一、事業方針

(イ) 主トシテ勤勞階級其ノ他ノ兒童ニシテ家庭ノ事情ガ其ノ

畫圖保育ヲ必要トスルモノヲ收容スルコト

(ロ) 一般保育ノ他ニ保健衛生施設ヲ講ジ家庭トノ連絡ヲ緊密

ニシ育兒經濟智識ノ向上等家庭ノ改善ニ力ヲ用ヒ且隣保事

業的機能ヲ發揮セシムル事

## 二、設備

常設保育所ハナルベク設備ヲ完備スベク特ニ衛生的設備ニ重キヲオクコト

## 三、受託兒ノ範圍

年齢ハ乳兒及ビ學齡未滿ノ幼兒ヲ收容スルコトヲ原則トシ家庭狀態及ビ兒童健康ヲ考慮スルコト

## 四、保育要項

(1) 乳兒ノ保育ハ專ラ營養ト衛生ニ注意シテ其ノ健全ナル發育

ノ助長ニ努ムベキコト

(2) 幼兒保育ハソノ身心發達ノ程度ニ副ハシムベク又常ニ其ノ

保健衛生並ニ心情ノ正シキ發達ニ留意スルコト

(3) 乳幼兒ノ定期的身體検査ヲ行フコト

(4) 保育時間ハ保護者ノ勞働時間ヲ考慮シテ適當ニ之ヲ定ムル

コト

## 五、組ノ編制

年齢及ビ身心發育ノ狀況ニヨリ適當ニ編制ヲナスコト

六、保母一人ノ擔當兒數

乳兒五人以下、幼兒二十五人以下ヲ原則トスル事

## 七、設置及ビ廢止

保育所ノ設置及ビ廢止ハ地方長官及市町村長ニ届ケ出ヅルコト

## 第三、臨時託兒所施設標準

### 一、事業方針

地方産業ノ繁忙期ニ於テ乳幼兒ヲ保護シ家庭ノ作業能率ヲ増進セシムルハ勿論ナルモ特ニ保健上ノ施設ニ意ヲ用ヒ成ル可ク給食ヲ實行スルコト

### 二、經營主體

經營主體ハ市町村私人、團體ノ何レヲ問ハザルモ地方ノ事情ニ依リ小學校、婦人團體、宗教團體産業團體教化團體其他篤志家ノ施設ヲ獎勵スルコト

### 三、開設及閉所ノ手續

臨時保育所ヲ設置セントスル者ハ豫メ事業計畫書並ニ豫算書ヲ地方長官及ビ市町村長ニ提出セシメ閉所後ハ遲滞ナク事業成績ヲ報告セシムルコト

### 四、設置場所

繁忙期ニ於ケル家庭ノ手數ヲ能ク限リ省カントスルノ趣旨ニ鑑ミ左記事項ニ注意シテ市町村ニ成ル可ク多ク分散的ニ設置スルヲ理想トス

1. 勞作地ノ附近ニシテ幼兒ノ集合ニ便ナルコト

2. 危險ノ虞ナキ場所タルコト

3. 衛生上風紀上弊害ナキ場所タルコト

但シ地方事情ニ依リ適當ナル位置ニ設置ヲ望ミ難キ場合ハ託兒ノ送迎ニ特別ノ配慮ヲ爲スコト

五、設 備

特別ノ建物設備ヲナスヨリモ寧ロ適當ナル小學校同分教場寺院神社教會、公會堂廣場其他適當ノ場所ヲ利用スルヲ可トス但シ成ル可ク次ノ設備及ビ備品ヲ具ヘ且ツ能フ限り自然物ノ利用ニ努ムル事

- 1. 相當ノ廣サヲ有スル運動場
- 2. 雨天時又ハ 事午睡等ノタメノ部屋
- 3. 樂器遊戲具及運動具、恩物、食器、寢具、衛生用器

六、從 事 員

臨時保育所ニ於テモ從事員ノ選定ハ事業ノ効果ヲ舉グル上ニ至大ノ關係アリ從事者トシテハ主任者ノ外保姆及ビ助手ヲ置キ別ニ囑託醫師ヲ置クノ要アリ

主任ハ斯業ニ相當理解有ルモノヲ選ビ保姆ニハ處女會其ノ他婦人團體ノ幹部ニシテ成ル可ク保育上ノ智識ト經驗アル者ヲ充テ且ツ小學校其ノ他ノ女教員ノ協力ヲ求ムル事

七、受 託 兒 童

一般ニ繁忙ナル家庭ノ乳幼児ト必要ニ應ジテ低學年兒童ヲモ受託スル可キモ乳兒ノ保育ニ關シテハ特ニ注意スルコト

八、開設ノ回数及期間

地方産業ノ最モ繁忙ナル時期ニ開設スルヲ本旨トスルガ故ニ一律ニ規定シ難ク地方ノ狀況ニ依リ適當ニ定ムベキモノトス

九、保育ニ關スル事項

- 1. 臨時保育所ハ繁忙期中單ニ乳幼児ヲ受託スルニ止マラズ身心ノ發育ト養護ニ留意スルコト
- 2. 乳兒ニアリテハ特ニ榮養ニ注意シ成ル可ク人工榮養ヲ避ケ適當ナル時間ニ母親ヲシテ來所授乳セシム可シ
- 3. 保育項目ハ幼稚園ニ準ジテ可ナリ
- 4. 保育時間ハ地方ノ狀況ニ依リ之ヲ一律ニ定メ得ザルモ保護者ノ勞務ノ實狀ニ應ジテ適當ニ之ヲ定ム可シ
- 5. 乳幼児ノ保姆一人宛相當數ハ乳兒ニアリテハ約五人以下幼兒ニアリテハ約二十人以下トスルヲ理想トス
- 6. 開設中健康診斷ヲ勵行スルコト

十、經 費

臨時保育所ノ經營ニ對シテハ一般社會ノ經濟的援助ヲ必要トスルト共ニ市町村、府縣國及ビ務援團體ヨリ相當ノ獎勵補助金ヲ交附スル事緊要ナリ

委員長 生江 孝 之氏  
 委員 (三十名ノ内出席者)

- 東京 丸山 千代氏
- 同 山口 敏子氏
- 同 北井 增枝氏
- 京都 井ノ口 英信氏
- 大阪 藤原 淨信氏
- 同 古田 誠一郎氏

神奈川	佐竹昇氏
兵庫	高橋健太郎氏
群馬	岡本哲雄氏
千葉	高木快存氏
福井	大村修三氏
愛知	鶴田皎氏
栃木	那須信受氏
福島	天笠隆元氏
静岡	石丸隆氏
山梨	大久保賢龍氏
山形	山口義隆氏
秋田	早川かゝ氏
富山	中林武夫氏
鳥取	松田哲氏
和歌山	井本正巳氏
協會推薦	
岡山	弘毅氏
廣瀬	興氏
小澤	一氏
福山	政一氏

第四 建議事項  
 一、保育所令ヲ速カニ制定サレン事ヲ重ネテ其ノ筋ヘ建議スル事

一、神社寺院ヲ開放シテ臨時保育所ヲ開設スル事ノ獎勵方ヲ其ノ筋ヘ建議スル事  
 一、地方ノ事情ニ應ジ小學校ノ休暇ヲ利用シテ臨時保育所ヲ開設シ小學校其ノ他ノ女教員ガ援助スル事ヲ獎勵スル襟内務文部兩大臣ノ訓令方ヲ其ノ筋ヘ建議スル事

### 土川五郎氏還曆祝賀の會

遊戲の振附家、瑞穂幼稚園長、東京昭和保姆養成所長土川五郎氏の還曆祝賀のため、氏の知友及び門下生一同によつて、二つの催しが、氏の誕生日十二月四日、帝國教育會館で行はれた。

午後一時から「子供會」。平井英子氏・武岡鶴代氏・外山國彦氏の獨唱、(中山晋平氏・榊原直氏伴奏)岸邊福雄氏・久留島武彦氏・巖谷小波氏の童話。これ等一流の藝術家と、土川氏振附遊戲をおどる可愛い幼稚園児。同じく昭和保姆養成所生徒の出演。會半ばにして記念品贈呈式あり。ついで、土川氏は榊原直氏伴奏、梁田貞氏歌唱で自身振附の「平和なる村」まりと殿さまに妙技を見せられた。入場者千數百人、正に會場にあふれたる盛會であつた。

午後五時から「祝賀晚餐會」。土川氏と御家族を招じて。夜も亦、あの大食堂の尙せまきを覺える來會者であつた。尙、土川氏にとり本年は、教育に従事せられてから四十年、幼児教育に入られてより二十二年、遊戲の研究に志されてから二十年、瑞穂幼稚園を開かれてから十年、保姆養成所を設けられてから五年といふ重々しく記念の年にあつたと。